

お年玉はみなとへGO！ キャンペーン



キャンペーン期間:2026年1月5日(月)~2月27日(金)

中学生以下のお子さまの
新規口座開設と同時にご入金(1万円以上)で

もれなく その場で

図書カード **2,000円分**
今ならもらえる!!!



STEP
1

お近くのみなと銀行へ
キャンペーン期間中に
ご来店



STEP
2

店頭窓口で中学生以下の
お子さま名義で
普通預金口座を
新規開設



STEP
3

新規口座開設時に
10,000円以上のご入金

親御さんのみのご来店でもOK!

【対象条件】

●キャンペーン期間中にご来店 ●中学生以下のお子様名義で新規口座開設 ●新規口座開設頂いた普通預金口座へ同時に1万円以上のご入金

【本キャンペーンに関するご注意事項】

●お一人様1回限り ●図書カードは在庫状況により、後日お渡しする場合があります ●賞品の交換・換金不可 ●ほかのキャンペーンとの併用はできません ●キャンペーン内容は予告なく変更・終了する場合があります ●図書カードの紛失・盗難・破損による再発行はできません

大人になるお子さまのために、今からできること…

みなと子ども口座

1

まずは口座開設

お子さまの将来のために **お子さま誕生!**
口座開設をしましょう。



お子さまのマイナ口座(公金受取口座)を登録するにも、お子さま名義の口座が必要です。



店舗検索はコチラから
<https://www.minatobk.co.jp/kojin/hiraku/child/landing.html>

2

出生体重等を 振り込んでみましょう

出生日時や体重、身長などと同じ金額を親の口座から振込むことで大切な情報を記録する「出生体重預金」がおすすめです。
りそなグループアプリからいつでもどこでも簡単にお手続きができ、お振込手数料もかかりません。

子ども口座をつくったら、
お子さまの出生時の大切な情報を
記録に残してみませんか?

出生体重預金			
年・月・日	振込	お支払金額	お振り金額
2023-09-25	振込	YEAR	2,022円
2023-09-25	振込	BIRTHDAY	1,223円
2023-09-25	振込	TIME	501円
2023-09-25	振込	WEIGHT	2,783円

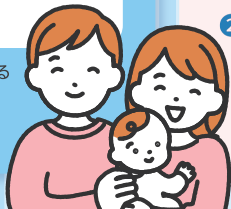
必要書類を持って口座開設に行こう!



- ✓ **お子さまの本人確認書類**
例) マイナンバーカード、各種健康保険の資格確認書 + 母子健康手帳
- ✓ **親権者さまの本人確認書類**
例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート
- ✓ **届出印**

※中学生以下のお子さまの口座開設は、親権者さまによる来店での手続きが必要です。

※顔写真付きの公的書類1種類もしくは、顔写真のない公的書類2種類をお持ちください



どうやってこんな風に振り込むの?

お振込みは「りそなグループアプリ」をご利用いただくと便利です。アプリの振込画面に遷移し、以下の項目を入力してください。

アプリダウンロードは
コチラ



1. 出生体重を入力
WEIGHT
必要に応じて変更することもできます

2. 2,783 円

振込予定日
2023年9月25日 (月)

- 1 振込依頼人名を任意の項目名に変更
※毎回変更できるので、身長や体重など残したい名前に変更してください
(半角12文字以内)
- 2 項目に応じた数字(振込金額)を入力



りそなグループ間でのお振込みなら振込手数料は0円!

みなとなら
家族でお得になる!

ポイント
還元率 **10%** UP

「家族サービス」に登録するだけで、
毎月のクラブポイントの還元率が
10%UP!

親子でみなと口座を
使って手数料0円

振込手数料 **0** 円

親子でみなとに口座を作成いただき、
りそなグループアプリをご利用いただ
ければ、口座間のお振込手数料はいつ
でも無料です。

Visaデビットカードで
お小遣い管理



Visaデビットカードは15歳以上なら発行
が可能です。お小遣いの管理や海外留学
のときにもとても便利です。

お子さまの独立後にも
口座が使える



りそなグループは全国展開しています
ので、大学入学や就職で地元を離れる
場合でも、ATMや窓口の心配はありません。
小さい頃からの口座をそのまま
使い続けられます。

【りそなグループアプリに関するご注意事項】

- りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行のキャッシュカードをお持ちの個人のお客さまがご利用いただけます(事業用としてご利用の口座や公営競技電話投票口座等ご利用の口座を除きます)。
- マイゲート(インターネットバンキング)のメイン口座にてご利用いただけます。また、スマートフォン1端末につき、普通預金1口座のみご利用いただけます。
- 詳しくは各社ホームページ等をご確認ください。

【ご注意事項】

- **子ども口座の贈与税について**
子ども名義の口座を親が管理する場合、厳密にはその銀行口座のお金は「親のお金」とみなされます。また親がためたお金を子どもに贈与する場合、1月1日~12月31日までの1年間で贈与額が110万円を超えると、贈与税の対象となります。ただし教育資金として使用する場合、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に基づき、1,500万円(習い事などに支払うお金は500万円)までは非課税です(※)。詳しくは税理士等の専門家にご確認ください。
※信託銀行などと一定の契約をして専用口座を開設し、受贈者が領収証等を提出することで教育資金を引き出す必要があります。
- **休眠預金について**
銀行口座に入金してから10年以上放置すると、「休眠預金」となります。休眠預金とは、若者の支援など、社会問題解決のための公益活動に使われる可能性があるお金です。また、休眠預金になるとATMでは出金できないため、金融機関にキャッシュカードや本人確認書類などを持ち込み、手続きが必要です。休眠預金と認定されないよう、子ども名義の銀行口座を開設したら、定期的に入出金いただくことをおすすめします。
- **口座の譲渡・売買について**
口座の売買・譲渡は犯罪です、絶対に行わないでください。 口座売買・譲渡は、1年以下の懲役・100万円以下の罰金またはその両方が科されます(※)。
売買・譲渡された口座は振り込み詐欺、ネットショッピング詐欺など、さまざまな犯罪で悪用される危険があります。口座の売買・譲渡が判明した場合、口座を解約します。
さらに将来にわたって銀行取引ができなくなるおそれがあります。
※犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく



みなと銀行